

# 第8次鳥取市総合計画「実施計画」

事業名	公設地方卸売市場管理事業
-----	--------------

会計区分	公設地方卸売市場事業費特別会計	実施主体	市
根拠法令等	鳥取市公設地方卸売市場条例		
ソフト・ハードの区分	ハード <input type="checkbox"/>	ソフト <input checked="" type="checkbox"/>	実施(補助)期間 自 <input type="checkbox"/> 継続 <input checked="" type="checkbox"/> 至 <input type="checkbox"/>

担当部	経済観光部	担当課	経済戦略課
担当係	商業振興係	内線	2514
関係課		課No.	45010

総合計画		基本計画の政策目標 (平成16年度→22年度)		
基本計画	章名	第3章 交流と文化によるまちのにぎわいづくりと地域を支えるものづくり		
	節名	第2節 地域を支えるものづくり		
	細節名	第8 物流の高度化・国際化		
	施策名	③公設地方卸売市場の機能強化	該当ページ	161ページ
夢があり誇りのもてる20万都市づくりビジョン		○鳥取港取扱貨物量	43万t/年 → 160万t/年 (鳥取港港湾計画)	
事業区分	新規 <input type="checkbox"/>			継続 <input checked="" type="checkbox"/>

【事務事業・第8次総合計画進捗管理】

事業の目的	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	備考	注意事項
	事業内容	事業内容	事業内容	事業内容		
鳥取市公設地方卸売市場の適正な運営及び施設管理を行うことにより、もって市民生活の安定に資する事を目的とする。	(1)委託料として鳥取市公設地方卸売市場指定管理者に指定管理料を支払う。 (2)指定管理者では対応できない事項について対応する。	(1)委託料として鳥取市公設地方卸売市場指定管理者に指定管理料を支払う。 (2)指定管理者では対応できない事項について対応する。	(1)委託料として鳥取市公設地方卸売市場指定管理者に指定管理料を支払う。 (2)指定管理者では対応できない事項について対応する。	(1)委託料として鳥取市公設地方卸売市場指定管理者に指定管理料を支払う。 (2)指定管理者では対応できない事項について対応する。		<b>(注1)</b> 事業内容は、①緊急性、②地域の実情、③効果、④熟度、⑤有利財源の確保の観点により、毎年ローリング(見直し)する中で変更していくことがあります。
鳥取市公設地方卸売市場の運営及び施設の維持管理を行う。 (18年度より指定管理者制度導入)						<b>(注2)</b> 事業費(財源内訳)は、社会経済情勢の推移や行財政改革の推進、中長期的な財政事情などにより、毎年ローリングする中で見直しを行い、当該年度の予算編成で精査することとなります。
事業の対象者(交付先)	鳥取市公設地方卸売市場					
事業費(百万円)	H19決算額	H20決算額	H21決算額	H22予算額	H19~H22合計	
※百万円未満の事業費は、百万円に切り上げています。	32	31	48	46	157	
財源内訳(インプット)	一般財源					
	国庫支出金					
	県支出金					
	起債( )					
	32	31	48	46	157	